

白岡市土砂等による土地の 埋立て等の規制に関する条例 (届出の手引き)



平成29年1月
白岡市 市民生活部 環境課

【白岡市の望ましい環境像】
「青空が広がる自然と豊かな心を育むまち しらおか」

【目 次】

1	条例の目的及び定義について	
(1)	目的	1
(2)	土砂等とは	1
(3)	埋立て等とは	1
(4)	一時堆積とは	1
(5)	埋立て等区域とは	1
(6)	事業主とは	1
(7)	施工者とは	1
2	土地の埋立て等を行う者等の責務について	
(1)	事業主等の責務とは	1
(2)	土地所有者の責務とは	1
(3)	市の責務とは	1
3	届出が必要となる埋立て等について	2
(1)	届出が必要となる埋立て等とは	2
(2)	届出が不要（条例の）適用除外となる埋立て等とは	2
4	埋立て等の基準について	2
5	埋立て等の届出について	
(1)	埋立て等（一時堆積を除く）を行おうとするとき	3
(2)	一時堆積を行おうとするとき	3
6	届出後に必要な手続き等について	
(1)	住民への周知	3
(2)	標識の設置	3
(3)	規模、構造等の変更	3
(4)	氏名等の変更	3
(5)	地位の承継	4
(6)	一時堆積の土砂等の量の届出	4
(7)	中止又は完了の届出	4
7	届出の流れ	4
8	提出書類一覧表	
(1)	埋立て等を行おうとするとき	5
(2)	一時堆積を行おうとするとき	6
9	埋立て等を行う際の施工基準（別表）	7

1 条例の目的及び定義について

(1) 目的

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的としています。

(2) 土砂等とは

土砂、岩石、その他土地の埋立て等に用いられるもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項に規定する廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などの汚物又は不要物）以外のものです。

(3) 埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立てを含む。）、盛土などの土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く）の行為をいいます。

(4) 一時堆積とは

埋立て等のうち、他の場所への搬出を目的として、一時的に土砂等の堆積を行う行為をいいます。

(5) 埋立て等区域とは

埋立て等を計画している区域の土地の土地登記簿上に記載されている面積ではなく、実際に土地の埋立て等を行う区域の面積となります。

(6) 事業主とは

自ら埋立て等を施工する者又は埋立て等の発注者をいいます。

(7) 施工者とは

事業主から埋立て等を請け負った者（その者から下請けした者を含む。）をいいます。

2 土地の埋立て等を行う者等の責務について

(1) 事業主等の責務とは

事業主及び施工者は、埋立て等を行うに当たり、良好な生活環境の保全や災害の防止を図るために万全の措置を講じなければなりません。

(2) 土地所有者の責務とは

事業主等に土地を提供しようとするときは、埋立て等により良好な生活環境の保全に支障が生じたり、災害が発生することのないように、事業主等に対して適切な指導をするように努めなければなりません。

(3) 市の責務とは

市は、市内の埋立て等が適正に行われるように日常的なパトロール、事業者等への指導、啓発普及や関係機関との連携などの総合的な施策の実施をしていきます。

3 届出が必要となる埋立て等について

(1) 届出が必要となる埋立て等とは

埋立て等区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地の埋立て等となります。

また、埋立て等区域の面積が300平方メートル未満の埋立て等で、2箇所以上の区域が隣接するときや当該埋立て等を施工する日から遡って1年以内に埋立て等が行われた区域に隣接するときは、その合計面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満となる場合も届出が必要となります。

なお、埋立て等区域の面積が、3,000平方メートル以上となる場合は、埼玉県条例の許可が必要になります。

(2) 届出が不要（条例の適用除外）となる埋立て等とは

I 法令の許可等を受けて行う埋立て等で規則で定めるもの

- ① 土地改良法第48条第1項又は第95条第1項の認可を受けて行う埋立て等
- ② 建築基準法第6条第1項（同法第87条の2及び第88条において準用する場合を除く。）の確認又は同法42条第1項第5号の指定を受けて行う埋立て等
- ③ 道路法第32条第1項又は第91条第1項の許可を受けて行う埋立て等
- ④ 農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可、同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定により届け出て行う埋立て等
- ⑤ 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第2項若しくは第71条の2第1項の認可、同法第76条第1項の許可を受けて行う埋立て等
- ⑥ 都市公園法第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う埋立て等
- ⑦ 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う埋立て等
- ⑧ 都市再開発法第66条第1項の許可を行う埋立て等
- ⑨ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可を受けて埋立て等

II 非常災害のため必要な応急措置として行う埋立て等

III 国又は地方公共団体が行う埋立て等

4 埋立て等の基準について

埋立て等を行おうとするときは、次に掲げる基準を遵守しなければなりません。

- (1) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置が講じられていること
- (2) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壤汚染その他の公害の発生を防止するための措置が講じられていること
- (3) 土砂等の流出防止、出水防止その他安全確保のための措置が講じられていること
- (4) 別表（P7）の施工基準に適合していること

5 埋立て等の届出について

(1) 埋立て等（一時堆積を除く）を行おうとするとき

「8 提出書類一覧表【(1) 埋立て等を行おうとするとき】」の書類を作成し、提出してください。

(2) 一時堆積を行おうとするとき

「8 提出書類一覧表【(2) 一時堆積を行おうとするとき】」の書類を作成し、提出してください。

6 届出後に必要な手続き等について

埋立て等の届出をした後は、住民への周知や標識の設置を行うと共に、事業内容等の変更や事業の完了について、各種届出書の提出が必要になります。

(1) 住民への周知

事業主は、埋立て等区域の周辺の住民に事業概要を周知してください。

(2) 標識の設置

事業主は、埋立て等の期間中、埋立て等区域の見やすい場所に、埋立て等に関する標識（様式第15号）を設置してください。

(3) 規模、構造等の変更

次の事項を変更しようとするときは、変更内容を届け出なければなりません。

I 埋立て等（一時堆積を除く。）に関する変更

- ① 埋立て等の目的
- ② 埋立て等区域の所在地及び面積
- ③ 埋立て等に使用される土砂等の採取場所
- ④ 埋立て等に使用される土砂等の量
- ⑤ 埋立て等の施工期間
- ⑥ 埋立て等の施工方法

II 一時堆積に関する変更

- ① 一時堆積の目的
- ② 埋立て等区域の所在地及び面積
- ③ 一時堆積に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその期間
- ④ 一時堆積期間中の土砂等の堆積の構造

(4) 氏名等の変更

事業主、施工者又は現場管理責任者の住所、氏名などについて変更があったときは、変更のあった日から10日以内に変更内容を届け出なければなりません。

(5) 地位の承継

事業主等について、相続、法人の合併又は分割があったときには、事業主等の地位を承継した者が、その承継があった日から30日以内に、その旨を（市長に）届け出なければなりません。

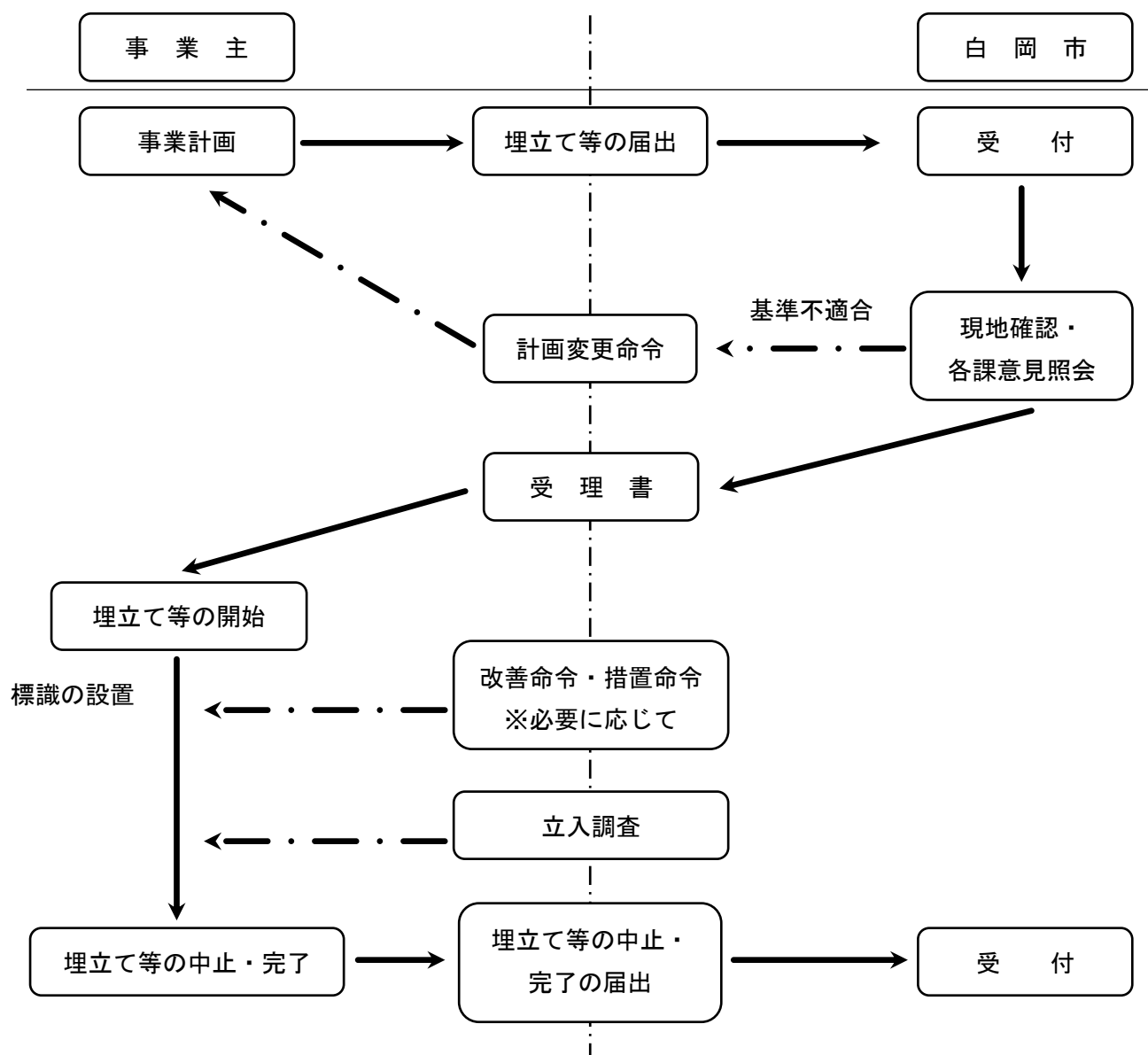
(6) 一時堆積の土砂等の量の届出

一時堆積を行おうとするときは、一時堆積を開始した日から3ヵ月ごとに搬入した土砂等の量及び搬出した土砂等の量を届け出なければなりません。

(7) 中止又は完了の届出

事業主は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に届け出なければなりません。

7 届出の流れ



8 提出書類一覧表

(1) 埋立て等を行おうとするとき

番号	書類の名称等	様式	確認	備考
1	土砂等による土地の埋立て等届出書	第1号	☐	
2	埋立て等区域の図面（縮尺 1/50～1/25000 程度までの位置図、計画平面図、縦横断面図及び土留構造図）		☐	
3	現況写真（埋立て等実施前の埋立て等区域全体の写真）		☐	
4	土質分析計量証明書		☐	
5	運搬計画書（運搬経路図、運搬経路の写真を添付）	第3号	☐	
6	埋立て等区域の土地の登記事項証明書		☐	
7	埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し		☐	
8	土地の賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書		☐	* 1
9	埋立て等の施工に係る契約書の写し		☐	* 2
10	誓約書	第4号	☐	
11	境界確認済証明書		☐	
12	道路占用又は水路占用の許可書の写し		☐	
13	残土証明書	第5号	☐	
14	事業主の住民票の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書）		☐	
15	施工者の住民票の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書）		☐	
16	埋立て等区域の土地に係る権利者の同意書	第6号	☐	
17	隣接する土地所有者の同意書	第7号	☐	

提出期限・・・埋立て等を行う40日前まで

提出部数・・・正副各1部ずつ

* 1 事業主、土地所有者、施工者が同一の場合は、土地の賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書の提出は不要です。

* 2 事業主、施工者が同一の場合は、埋立て等の施工に係る契約書の写しの提出は不要です。

(2) 一時堆積を行おうとするとき

番号	書類の名称等	様式	確認	備考
1	土砂等による土地の埋立て等（一時堆積）届出書	第2号	☐	
2	埋立て等区域の図面（縮尺 1/50～1/25000 程度までの位置図、計画平面図、縦横断面図及び土留構造図）		☐	
3	現況写真（埋立て等実施前の埋立て等区域全体の写真）		☐	
4	土質分析計量証明書		☐	
5	運搬計画書（運搬経路図、運搬経路の写真を添付）	第3号	☐	
6	埋立て等区域の土地の登記事項証明書		☐	
7	埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し		☐	
8	土地の賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書		☐	* 3
9	埋立て等の施工に係る契約書の写し		☐	* 4
10	誓約書	第4号	☐	
11	境界確認済証明書		☐	
12	道路占用又は水路占用の許可書の写し		☐	
13	残土証明書	第5号	☐	
14	事業主の住民票の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書）		☐	
15	施工者の住民票の写し（法人の場合は、法人の登記事項証明書）		☐	
16	埋立て等区域の土地に係る権利者の同意書	第6号	☐	
17	隣接する土地所有者の同意書	第7号	☐	

提出期限・・・埋立て等を行う40日前まで

提出部数・・・正副各1部ずつ

* 3 事業主、土地所有者、施工者が同一の場合は、土地の賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書の提出は不要です。

* 4 事業主、施工者が同一の場合は、埋立て等の施工に係る契約書の写しの提出は不要です。

9 埋立て等を行う際の施工基準（別表）

施工基準

1 一般基準

- (1) 危険防止及び不法投棄防止のため、埋立て等区域の周囲に塀又安全柵を設置すること。この場合において、埋立て等区域の出入口は1か所とし、埋立て等を行わないときは、出入口を閉鎖すること。
- (2) 埋立て等の施工時間は、午前8時から午後5時までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始は行わないこととし、車両の運行経路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止その他交通安全に必要な措置を講ずること。ただし、周辺住民の同意を得たときは、この限りでない。
- (3) 埋立て等の施工に当たっては、粉じん、騒音又は振動等により周辺住民に被害及び迷惑を及ぼすことのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 交通誘導員の配置、表示板の設置その他交通安全に必要な措置を講じ、事業に係る車両は、道路上に駐車しないこと。
- (5) 隣地及び道路、水路等の境界杭の保全に万全を期すること。ただし、境界杭が不明の場合は、関係者及び市担当課の立会いにより明確にすること。
- (6) 埋立て等の届出を行うときは、事前に白岡市教育委員会と埋蔵文化財について協議を行うこと。また、埋立て等を行っているときに埋蔵文化財を発見した場合は、埋立て等を直ちに中止した上で、白岡市教育委員会に連絡し、指示を受けること。
- (7) 埋立て等の期間は、9月以内とすること。ただし、一時堆積については、その目的に供される期間を堆積期間とする。

2 技術基準

(1) 一時堆積を除く埋立て等の場合について

- ア 土砂等の高さは、埋立て等完了時において、隣接する道路の側溝面又は道路面より30センチメートル以下とし、2以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。
- イ 法面で施工する場合は、道路等への土砂の流出防止のため、法面は30度以内とし、十分に締め固めを行うこと。この場合において、埋立て等区域が、用排水路に面している場合は、境界から30センチメートル以上の平場を設けること。
- ウ 埋立て等の影響により、道路排水に支障が出ないように十分配慮すること。
- エ 埋立て等に掘削を伴う場合、現在の地表面より2メートル以上、隣接地より2メートル以内は掘削しないこと。

(2) 一時堆積の場合について

- ア 一時堆積する土砂等の高さは、隣接する道路の側溝面又は道路面より2メートル以下とし、2以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。
- イ 土砂等の周囲に、隣地及び道路、水路等の境界から1メートル以上の幅の安全帯を設け、法面は30度以内とし、十分に締め固めを行うこと。

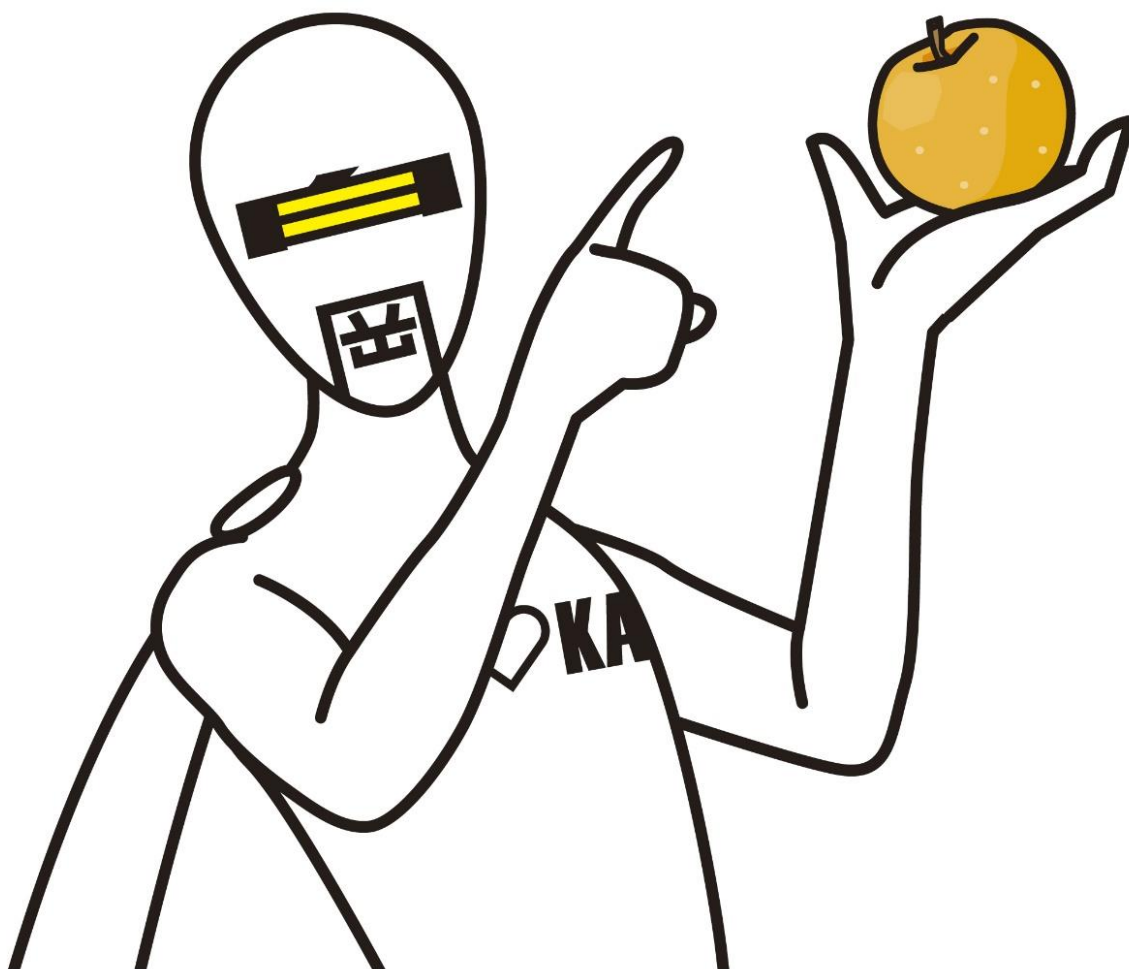
ウ 一時堆積区域の周囲に、土砂等の高さ以上の塀を設置すること。

(3) 共通基準について

ア 隣地の境界に段差がある場合は、土砂等の流出を防止するため、必要に応じて土留めを設置すること。

イ 土砂等が乾燥し、飛散するおそれのある場合は、防風網の設置又は散水等の対策を講ずること。

ウ その他市長が必要と認める措置を講ずること。



問合先 白岡市 市民生活部 環境課 環境衛生担当

TEL 0480-92-1111 内線282・283